

個人型年金加入承認取消依頼書兼資産返還請求書

届書コード 05021		加入者自ら署名する場合は、押印は不要です									
基礎年金番号 1234-567890				氏名 フリガナ ネンキン イチロウ 年金 一郎				生年月日 5:昭和 7:平成 491006			性別 1:男 2:女
住所 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 〒111-1111 東京 都道府県 郡 市/区/町/村 □△1-2-3											連絡先電話番号 (12-3456-7890)
加入時の状況	取消依頼の理由										
	01: 日本国内に住所を有しなくなったため 03: 01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため 05: 国民年金の保険料の納付を免除されることとなったため 13: 企業型確定拠出年金の加入者となったため 15: 農業者年金の被保険者となったため					02: 第3号被保険者となったため 06: 国家公務員共済組合の長期組合員となったため 07: 地方公務員等共済組合の長期組合員となったため 08: 私立学校教職員共済制度の長期加入者となったため 09: 確定給付企業年金制度の加入者となったため 10: 厚生年金基金の加入員となったため 11: 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等となったため					
	番号 1 5		理由が起きた年月日 7:平成 281001		※点線枠内の番号は、理由が起きた年月日が平成28年12月31日以前である場合に限りです。						

海外居住者情報	国名	連絡先住所	連絡先電話番号 (- -)

返還資産の払渡を受ける支払機関	口座名義人 (本人名義、請求者氏名と一致のこと) フリガナ ネンキン イチロウ 年金 一郎		金融機関名 ① 確定 銀行 労金 信連 農協 信金 信組		金融機関コード	
			支店名 △ △ 本店 支店(支所) 出張所		支店コード	
			預金種別 ① 普通・総合 ② 当座 ③ その他	口座番号(右詰め) 0011111		
			通帳記号	通帳番号(右詰め)		

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。

必要な添付書類は裏面をご覧ください。

裏面に続く

受付金融機関および連合会使用欄

各種届書・添付書類	受付金融機関確認		連合会確認		受付金融機関							
	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1978012353 確定銀行(株)							
個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受付金融機関	7:平成	年	月	日	連合会		
<添付書類名称>												

- ・ 次の1および2の書類を両方ともご提出ください。
- ・ 末尾に★印がある添付書類については、その発行日が、本請求書の受付金融機関における「受付日」から3カ月以内である必要がありますので、ご注意ください。

1. 必ず必要となる書類

次のいずれか<住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）、印鑑証明書、戸籍謄本、戸籍抄本>（いずれも提出日から3カ月以内に発行されたもの）、または生年月日を確認できる市町村の証明書

2. 加入取消によって必要となる書類

加入取消理由	加入取消理由および加入取消日を明らかにする書類
01：日本国内に住所を有しなくなったため	次のいずれか、第1号被保険者（強制）でなくなったことを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票除票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）★ ・ 出国予定先が記載されている住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）★ ・ 在留証明書（出国先のもの）★
02：第3号被保険者となったため	次のいずれか、第3号被保険者であることを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険被保険者証のコピー ・ 共済組合員証のコピー ・ 国民年金第3号被保険者資格該当通知書のコピー <p>●注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①②の場合は、国民年金第3号被保険者資格該当通知書のコピーを添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①健康保険被保険者証に資格取得日の記載がない場合 ②健康保険被保険者証または共済組合員証に記載の資格取得日が、国民年金第3号被保険者資格該当通知書に記載の資格取得日と異なる場合 ・ 被保険者証等に「配偶者」の表示がない場合、同コピーの他に「続柄入りの住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）」★、または「戸籍謄本の写し（コピーではなく、「写し」の原本）」★等、続柄が確認できる書類が必要です。 ・ 国民健康保険被保険者証では、第3号被保険者であることを確認できませんので、ご注意ください。
03：01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため	次のいずれか、01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったことを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障協定相手国制度へ加入した旨がわかる書類（適用届、加入記録の証明等） <発効済の社会保障協定締結国（H29.08現在）> ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク ・ 20歳未満の第2号被保険者で資格喪失した旨がわかる書類（「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」）
05：国民年金の保険料の納付を免除されることとなったため	次のいずれかの国民年金保険料の納付免除等を確認できる書類（受付日時点で免除等期間が終了していないもの） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書のコピー ・ 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間証明書のコピー 又は学生納付特例申請承認通知書のコピー （法定免除の方については、免除理由が国民年金法第89条第2号（生活保護）によるものであることを確認できる書類（受給証明書）も添付してください。）
06：国家公務員共済組合の長期組合員となったため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★
07：地方公務員等共済組合の長期組合員となったため	
08：私立学校教職員共済制度の長期加入者となったため	
09：確定給付企業年金制度の加入者となったため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★ または、本人であることおよび企業年金の加入者等であることを確認できる書類
10：厚生年金基金の加入者となったため	
11：石炭鉱業年金基金に係る坑内員等となったため	
13：企業型確定拠出年金の加入者となったため	
15：農業者年金の被保険者となったため	農業者年金被保険者証のコピー